

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 六四
- 県営土地改良事業計画を定めた件 六四
- 国土調査法による土地分類調査を実施する件 六四
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件五件 六四
- 道路の供用を開始する件二件 六四

公 告

- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 六四
- 家畜人工授精に関する講習会を開催する件 六四
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 六四
- 福島県教育委員会 六四
- 福島県指定重要文化財の指定を解除された件 六四

告 示

福島県告示第八百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年十一月二十日から同年十二月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号

- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第八百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、鶴谷地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成三十年十一月二十一日から
同 年十二月十日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第八百四十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項第三号に規定する土地分類調査を次のとおり実施する。

平成三十年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 国土調査として指定された年月日
平成三十年十月十二日
- 二 調査を実施する者の名称
福島県
- 三 調査地域
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一地形図のうち須原、守門岳、八海山、御神楽岳及び飯豊山（福島県の区域に限る。）の図幅内の地域
- 四 調査期間
平成三十年十一月二十日から平成三十一年三月二十日まで

（農村計画課）

福島県告示第八百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
会津若松市門田町大字面川字二十平丙七二〇、字鍋割丙七二一の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市山都町木幡字小沢乙一〇一三の一、乙一〇一三の二、乙一〇一四の一、乙一〇一四の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小沢乙一〇一四の一（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 四 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市山都町相川字家ノ上甲一六から甲一九まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字家ノ上甲一六・甲一八・甲一九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（森林保全課）

福島県告示第八百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡西会津町下谷字赤羽根乙二九二九の一から乙二九二九の一五まで、字滝尻乙二六三三の二、乙二六三三の四四、乙二六三三の四八、字大滝乙二六八一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡西会津町群岡字立石甲三一八三、字秋ヶ沢甲三七九の一から甲三七九の三まで、字若松甲三七八の七から甲三七八の一三まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字立石甲三一八三(次の図に示す部分に限る。)、字秋ヶ沢甲三七九の一から甲三七九の三まで
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水

産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成三十年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	東白川郡鮫川村大字渡瀬字青生野 国有林一二二林班か小班地先から 同 郡同 村大字渡瀬字青生野 国有林一二二林班か小班地先まで	平成三〇年十一月二二日

(道路計画課)

福島県告示第八百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成三十年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道柳津昭和線	河沼郡柳津町大字大成沢字滝ノ上 甲九八四番一地先から 同 郡同 町大字大成沢字ブナ山 甲一〇一四番一地先まで	平成三〇年十一月二〇日

(道路計画課)

公 告

公告第二百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成三十年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
原町ショッピングプラザ 福島県南相馬市原町区旭町三丁目六五番一号
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
三千百九十四平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成三十年十一月十五日
- 五 届出年月日
平成三十年十一月五日
- 六 届出をした者
株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

公告第二百六十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成三十年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 開催期日
平成三十一年一月二十八日から同年三月一日まで
- 二 場所
 - 1 学科、実習（二の2に掲げる実習を除く。）及び修業試験
福島県農業総合センター農業短期大学校 西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地の1
 - 2 実習（精液の採取、保存液の調整、精液の希釈、精液の液状保存及び凍結保存並びに精液精子検査法に係るものに限る。）
福島県農業総合センター畜産研究所 福島市荒井字地蔵原甲十八番地
- 三 対象家畜の種類
牛
- 四 受講人員
二十名程度
- 五 受講資格
家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者
- 六 受講手続

1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、平成三十年十二月七日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を經由して知事に提出すること。

2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙を貼り、履歴書を添付の上、平成三十一年一月八日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を經由して知事に提出すること。

七 その他

1 選考申込者が定員を超過した場合は、書類選考により受講者を決定する。
2 詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

（畜産課）

公告第二百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成三十年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
そうま土地改良区
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 大堀 武 相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田四五番地の1

（農村計画課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第四号

次の福島県指定重要文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により、平成三十年十月三十一日付けで重要文化財に指定されたので、福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第五条第五項の規定により、福島県指定重要文化財（考古資料の部）の指定を同日付けで解除された。

平成三十年十一月二十日

福島県教育委員会

名	称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
荒屋敷遺跡出土品	一括	三島町	大沼郡三島町大字宮下字宮下三五〇番地	大沼郡三島町大字西方字上原三五八〇番	

